



地籍調査実施中

平成26年度は南黒田、北川原、の一部を現地調査します

●地籍調査とは

土地に関する戸籍調査ともいえるべき基礎的な調査です。現在、法務局に保管されている登記簿や公図は、明治・大正期に作成されたものが多く、土地の実態を正確に把握できないことがあります。そこで、次の調査を行い、登記簿や公図を修正します。

- ① 所在、地番、地目と境界の調査
- ② 登記簿に記載された所有者の表

示に関する確認

- ③ 境界の測量と面積の測定

●地籍調査の効果

地籍調査を行うと、その結果が数値データにより記録・保存されるため、公共事業や土地取引の円滑化に役立ちます。また、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することができ、復旧活動に迅速に取り掛かることができます。

●土地所有者へのお願

26年度調査地区については、7月25日(金)～28日(月)の4日間、地元説明会を開催します。関係者にはあらかじめ案内文書を送りますので、ぜひ参加してください。

問 産業課国土調査係

☎ 985-4127

国土調査法第19条5項指定予定地区について

「筒井、東古泉、の一部地区」(エミフルMASAKI)の調査を既存データを用いて行います。

実施時期については、事前に関係土地所有者の人へご案内します。

松前町の花

ひまわりの苗を無料配布します

6月5日(木) 15時～ ※なくなり次第終了

松前公園老人広場

品種：グッドスマイル (草丈40～50センチ)

1人5株まで。持ち帰る袋などは各自でご用意ください。

問 総務課企画政策係 ☎ 985-4103



国民年金保険料の納付はお得な口座振替で

国民年金保険料の納付は、口座振替が利用できます。口座振替にすると支払いに行く手間が省け、納め忘れも防止できるので便利です。さらに、保険料がお得になる次の制度もあります。

- ・早割：納期限より1カ月早く口座振替当月分保険料を当月末に納付すると、月々50円が割引されます。
- ・前納：「半年」「一年」「二年」とまとめて保険料を納付すると、割引率が高くなります。
- ※26年度の二年前納、一年前納、半年前納(4～9月分)は受付終了しました。

年金を受給している人へ

町県民税の納税方法をお知らせします

●65歳になった人
昨年度65歳になった年金受給者(昭和23年4月3日～24年4月2日以前に生まれた人)のうち、公的年金などの所得に係る町県民税の納税義務のある人は、10月の年金支給分から、町県民税が特別徴収されます。

●65歳以上の人
すでに年金から特別徴収で納めている人は、8月で仮徴収が終了し、10月から本徴収が始まります。対象者には6月に納税通知書を送付しますので、ご確認ください。

問 税務課町民税係
☎985-4110

▼申し込み方法 金融機関の届け出印を持参し、役場、銀行や年金事務所で手続きをしてください。

▼締め切り
・26年度の半年前納(10～3月分)：8月末
・27年度の一年前納、27・28年度の二年前納：27年2月末
※納付書での前納も割引があります。

※就職した場合、他年金と重複納付した保険料は還付されます。

問 町民課住民係
☎985-4106
☎925-5175
松山西年金事務所国民年金課

忘れて手続きを 児童手当・子育て世帯臨時特例給付金

児童手当の受給者に現況届、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象となる可能性がある人に、申請書を送付します(下の表参照)。提出しないと手当や給付金が受けられなくなります。忘れて手続きをしてください。

【個別の注意事項】

▼児童手当
・毎年現況届を提出しないと、手当が受けられなくなります。

▼子育て世帯臨時特例給付金
・臨時福祉給付金の支給対象者となる場合は、支給されません。

※平成26年1月1日に松前町に住民票がある公務員の人は、申請の案内ができません(児童手当の受給状況を把握していないため)。福祉課窓口もしくは町のホームページからダウンロードした申請書を利用して、職場で発行される「児童手当(特例給付)受給状況証明書」を添えて、松前町で手続きをしてください。

※児童手当の現況届と申請先が異なる場合がありますので、ご注意ください。

【共通事項】

・提出方法 窓口持参または郵送
問 福祉課児童福祉係
☎985-4114

手当・給付金の種類と申請手続きに関して

種類	手続き時期	案内文書送付の目的	文書送付時期	受付期間
児童手当	毎年6月	児童手当の受給要件を確認するため	6月初旬 (公務員を除く)	6月30日(月)まで
子育て世帯臨時特例給付金	今回のみ	消費税増税に伴い、負担軽減を図るための左記給付金の支給手続きを行うため	6月初旬 (公務員を除く)	6月9日(月)～ 9月8日(月)

平成25年度フレッシュシュボックスに42件 貴重なご意見ありがとうございました

25年度中に、役場1階のフレッシュBOX(意見箱)などに寄せられたご意見は42件でした。この制度は、皆さんからの町政に対する提案や要望から、施策などを見直し、松前町をより暮らしやすい町にしていこうとするものです。寄せられたご意見には、担当課が文書や電話などで可能な限り回答し、改善を目指します。

【25年度改善例】

(意見①) 家の前の通学路がごぼごぼなので、きれいにしてほしい
↓町道であったため、町の予算で道路の補修を行いました。
(意見②) 庁舎1階のコピー機をコイン式にしてほしい
↓コイン式コピー機を導入しました。(以前は納付書により金融機関などで支払う必要がありました)

寄せられた意見の内訳	
保健、医療、福祉	8件
道路、水路整備	6件
環境・ごみ問題	2件
教育、文化	2件
窓口	5件
施設管理	12件
防災	2件
その他(町の管理していない施設への要望など)	5件
合計	42件

問 総務課広報情報係

☎985-4132

松前町はあなたにとって暮らしやすい町でしょうか? ご意見やご提言をぜひお寄せください。

【意見・提言方法】
▼フレッシュBOX
：役場庁舎1階ロビー
▼郵送：〒791-3192
松前町大字筒井631番地
総務課広報情報係
▼FAX：985-4148
※メールは町ホームページから各担当係宛に送付できます。

提案の際には、住所、氏名、電話番号などをご記入ください。寄せられたご意見は、個人情報などの取り扱いに十分注意し、広報紙などで紹介することがあります。

更新を行います

- 重度心身障害者医療費受給者証
- 母子家庭医療費受給者証

現在お持ちの受給者証の有効期限は6月30日(月)です。受給者には6月中旬に案内文書を送付します。忘れて更新手続きをしてください。

【重度心身障害者医療費助成】

重度心身障害がい者の医療費の一部を助成

▼対象者(次の手帳をお持ちの人)
①身体障がい者手帳1級か2級
②療育手帳(程度による)
③身体障がい者手帳3級～6級と療育手帳(程度による)の両方

問 福祉課障がい福祉係
☎985-4112

【母子家庭医療費助成】

母子家庭の医療費の一部を助成

▼対象者 ①母子家庭の母と児童
②準母子家庭(祖母と孫または姉と弟妹)
③父母のない児童

※児童：20歳未満で就職していない人

▼対象除外
①前年(1～6月申請分は前々年)に所得税が課税されている家庭
※税の扶養状況により、課税されていても助成対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

②生活保護を受けている家庭

問 福祉課児童福祉係
☎985-4114

統計調査を行います

- 経済センサス—基礎調査
- 商業統計調査



7月1日、全国全ての事業所と企業に対して、平成26年経済センサス—基礎調査と商業統計調査を行います。

この調査は、私たちの生活をより良くするために必要な基礎資料となります。6月中旬から「調査員証」を持った調査員が、調査票

記入のお願いに訪問しますので、ご協力をお願いします。調査票は後日訪問して回収します。調査票は使用することは一切ありません。

問 財政課統計電算係
☎985-4101

固定資産の現地調査にご協力を！

松前町は、固定資産税の適正な課税を行うことを目的に、現地調査を行っています。

現地調査とは、町内の土地の状況（田、畑、宅地、雑種地など）や家屋の新築、増築、取り壊しなどを調査することです。

調査を行う職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。使用状況などを質問することもありますが、ご協力をお願いします。

- 次のような変更があればご連絡を
 - ① 土地の使用状況を変更した場合
 - ② 家屋を新築、増築、取り壊した場合（年内に松山地方事務局で登記を行う場合は必要ありません）
 - ③ 家屋の用途を変更した場合（店舗から住宅に変更した場合など）
 - ④ 災害などの理由で家屋が滅失・破損した場合

☎ 985-4111

アスベスト含有調査・除去費用を助成します

火災、震災時におけるアスベストの飛散を防止するため、民間建築物のアスベスト含有調査と除去に必要な費用を助成します。

- ▼ 補助対象者
 - ・アスベスト含有調査または除去を行う建築物の所有者
 - ・その建築物について、国や地方公共団体などから同様の補助金を受けていない人
- ▼ 補助金額
 - ・アスベスト含有調査：1棟につき25万円限度（1検体あたり約8万円）

☎ 985-4117

- ・アスベスト除去：補助対象経費の3分の2（限度額100万円）
- ▼ 補助件数（予定）
 - ・アスベスト含有調査：3棟
 - ・アスベスト除去：3件
- ※ 先着順
- ▼ 申請期限 12月26日（金）
- ※ 提出書類など詳しくは町ホームページをご覧ください。

☎ 985-4117

木造住宅を所有している人へ 災害に備え、各種制度をご利用ください

1 木造住宅耐震工事補助
木造住宅の耐震化のため、建物を補強する工事の費用を補助します。また、耐震工事の補助に必要な耐震診断や耐震設計（補強箇所）の設計図書を作成を行います。

- ▼ 対象住宅
 - ① 町内で、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
 - ② 併用住宅のときは、住宅以外の用途の床面積が半分以下の住宅
 - ③ 二階建て以下の住宅で、延べ面積が500㎡以下のもの

※ 枠組壁工法、丸太組工法、特別な認定を得た工法の住宅は対象外
▼ 対象者 住宅の所有者
▼ 補助金額 耐震診断・耐震設計は無料。工事は90万円を限度に補助
2 老朽放置建物除却事業
建物倒壊による災害を防止する

ため、指定する地区内の老朽放置建物について、その土地を町に寄付してもらうことで町が建物の除却を行います。また、除去する工事の費用を補助します。

- ▼ 対象建物 次の全てを満たす建物
 - ① 指定区域内で、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅と付属建物
 - ② 敷地内に所有者、管理者や占有者がおらず放置されている建物
- ▼ 対象者 建物の除却について権限を持つ人

1 2 共通事項
▼ 受付期間 6月9日（月）～11月28日（金） ※ 受け付け先着順
※ 申し込みを希望する人は、事前に左記窓口で相談してください。
☎ 985-4124

Check 無料相談のご案内

▶ 住まいの無料相談

日程 毎月第2火曜日
場所 庁舎1階ロビー

松前町ボランティア建築士グループ主催で「住まいの無料相談」を行います。耐震工事のほか、住宅のことについてご相談ください。

▼ 日程表

6月10日	
9:30~12:00	大政 晋
13:00~15:30	篠原 治行
7月14日	
9:30~12:00	松下 弘
13:00~15:30	武智 清
8月12日	
9:30~12:00	茂川 俊英
13:00~15:30	川中 英明
9月9日	
9:30~12:00	窪田 博文
13:00~15:30	大政 晋

▶ 境界問題と登記の無料相談

日程 隔月第4火曜日
場所 庁舎1階ロビー

土地家屋調査士ボランティアグループ主催で「境界問題と登記の無料相談」を行います。土地の境界や登記についてご相談ください。

▼ 日程表

6月24日	
10:00~12:30	井早 耕治
12:30~15:00	西田 孝二
8月26日	
10:00~12:30	本馬 泉
12:30~15:00	大政 晋
10月28日	
10:00~12:30	西田 孝二
12:30~15:00	井早 耕治
12月24日	
10:00~12:30	大政 晋
12:30~15:00	本馬 泉
2月24日	
10:00~12:30	井早 耕治
12:30~15:00	西田 孝二

☎ 985-4124

まさきファミリー・サポート・センター 「ma★ma・ほっと」 会員募集

子育てのSOSにお応えする会員登録制の組織です。会員同士の相互援助を有料で行っています。

保育施設(保育所、幼稚園、放課後児童クラブなど)への送迎、保育施設の開始前や終了後の預かり、産前産後の援助、保護者や子どもの病気・緊急時の援助に利用できます。



★利用会員(子育ての手助けをしてほしい人)

◎ 対象となる子ども 0歳から小学6年生まで
登録希望者はお問い合わせください。登録後、利用会員とサポート会員が顔合わせをして、具体的な援助方法を話し合います。

★サポート会員(子育ての手助けができる人)

20歳以上の社会人で、子育ての援助ができる人であれば、性別、資格の有無は問いません。下記の講習や実習などを受けた後、実際のサポート活動に入ってもらいます。子どもが好きで、地域に役立つ活動してみたいと考えている人は、ぜひご連絡ください。

サポート会員養成講座(受講無料)

- ◎ 日時 6月19日(木)、6月25日(水)、7月2日(水)、7月9日(水) 9時～17時(日により開催時間が異なりますので、お問い合わせください)
- ◎ 場所 松前町総合福祉センター 2階集会室・和室会議室
- ◎ 内容
 - ・小児看護の基礎知識
 - ・家庭での応急処置
 - ・子どもに関する知識(遊び、発達、関わり)
 - ・ファミリー・サポート・センターの概要 など
- ◎ 申し込み 6月2日(月)～18日(水)に電話でご予約ください。
※ サポート活動をするためには、今回の講座を合計24時間受講したり、実習をしたりする必要があります。

☎ まさきファミリー・サポート・センター ☎ 960-3269 (受付時間 平日8時30分～17時 土曜日8時30分～12時)

介護保険サービス利用者へ 負担軽減制度をご利用ください

【社会福祉法人による軽減】
社会福祉法人が提供する介護サービス利用料を軽減します。

▼ 対象者

- A 次の全てを満たす人
 - ① 町民税非課税世帯
 - ② 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
 - ③ 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
 - ④ 日常生活のための資産以外に資産がない
 - ⑤ 負担能力のある親族などに扶養されていない
 - ⑥ 介護保険料を滞納していない
- B 生活保護受給者

▼ 対象サービス 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、特別養護老人

ホームなど(一部を除き、介護予防と地域密着型サービス含む)

【介護保険負担限度額認定】

介護保険施設や短期入所を利用する人の食費や居住費(滞在費)の負担を軽減します。

▼ 対象者

- ① 町民税非課税世帯
- ② 生活保護受給者
- ▼ 対象サービス 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所(予防介護サービス含む)
- ▼ 申請方法 保険課または介護支援専門員にご相談ください。
※ 現在認定されている人も、認定の有効期限は6月30日(月)です。再度申請をしてください。

☎ 985-4115

支援します

- 老朽化消火器回収と廃棄処分料助成
- 住宅用火災警報器取り付け支援

伊予消防等事務組合消防本部は、平成26年6月を「住宅防火強化月間」と定め、次の支援を行います。

【老朽化消火器回収と廃棄処分料助成事業】

老朽化消火器の破裂事故を防止するため、回収と廃棄処分料の半額を助成します。

▼対象世帯 65歳以上の高齢者が住んでいる世帯

※1世帯につき消火器1本の回収・処分費用を助成します。

▼助成金額 432円(税込)

▼申し込み方法 印鑑(シャチハタ不可)を持って松前消防署にお越しください。申請書を記入してもらいます。

※申請時には、消火器は持ってこないでください。後日、消火器の回収に訪問します。

※事前に、松前消防署か伊予消防等事務組合のホームページから申請書をダウンロードできます。

▼申請期限 12月31日(水)
※予定本数に達したら終了します

【住宅用火災警報器取り付け支援】

各家庭で購入した取り付けに困っている住宅用火災警報器を、消防職員が無料で取り付けます。

▼対象世帯 住宅用火災警報器の取り付けが難しい高齢者や体の不自由な人

▼申し込み方法 松前消防署に電話で申し込んでください。

▼申請期限 27年3月31日(火)

☎松前消防署予防担当

伊予消防等事務組合消防本部
予防課 ☎982-0119

Check

家の消火器は大丈夫？

老朽化した消火器は破裂する恐れがあり、大変危険です。家の消火器が下記の状態になっていないか確認してみましょう。

▶老朽化を見分けるポイント

- ①製造後8年以上経っている(交換の目安は約8年)。
- ②キャップや底の部分がさびついたり、腐食したりしている。
- ③本体にキズ、へこみや変形がある。

▼破裂する恐れのある消火器の例



平成26年度 水道検針・集金事務委託者

	委託者名	担当地区
検針員	黒瀬 志穂	宗意原・今新開
	大石 知津	北黒田・宗意原・新立
	山本 巳千代	西高柳・北黒田西・南黒田
	楠野 千恵子	北黒田東・新立・宗意原
	稲墻 真由美	神崎・塩屋
	加藤 初恵	大間・昌農内
	増田 恵美	新立・本村
	平野 さつき	上高柳・恵久美・横田
	高橋 季美枝	筒井
	戒屋 多恵子	
	矢野 ちさと	西古泉
	池内 桂子	北川原・南黒田
	渡瀬 紀代	徳丸・中川原・出作・鶴吉
	増田 弥生	
川中 知枝	永田・東古泉・大溝	
集金員	森本 由記美	南黒田西・北黒田・宗意原・筒井
	堀部 一美	本村・筒井東・西古泉
	松本 正子	新立・宗意原
	戒田 京子	塩屋
	阪東 利美	塩屋南
西森 文子	北黒田東	
大野 光	新立(駅東)	

☎上下水道課水道業務係 ☎985-4133

おいしいな だいじなお水 ごくごくり

6月1日～7日

水道週間

水は限りある資源です。暮らしの中で水の使い方に無駄がないか見直してみましょう。

水を大切に

- 歯磨き 水を流したまま磨くと30秒間で約6リットルの水を使います。コップにくめば約0.6リットルですみます。
- 洗濯 お風呂の残り湯を使いましょう。温かい水なら洗浄効果も高まります。残り湯は、庭木の水やりや、まき水にも利用できます。
- 洗車 ホースを使って洗車した場合、20分で約240リットルの水を使います。バケツにくめば約30リットルですみます。

漏水していませんか

使用水量が多いと思ったら、漏水しているかもしれません。次のように調べてみましょう。

- ①家の蛇口を全部閉める。
- ②水道メーターのパイロット(銀色の丸いもの)が回っていないか確認。パイロットが少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。

☎上下水道課 (料金) ☎985-4133 (工事) ☎985-4229

※漏水修理については、町指定給水装置工事事業者か修理センター(☎984-6569)へ依頼してください